

平成28年6月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(行コ)第2号 公金支出返還請求控訴事件(原審・那覇地方裁判所平成26年(行ウ)第11号)

口頭弁論終結日 平成28年4月12日

判 決

那覇市

控訴人(原告)	板	谷	清	隆
同訴訟代理人弁護士	徳	永	信	一
同	照	屋	一	人

那覇市泉崎1丁目1番1号

被控訴人(被告)	那	覇	市	長
	城	間	幹	子
同訴訟代理人弁護士	大	城		浩
同	上	原	義	信
同	篠	原	弘	一 郎
同	仲	里		豪
同	宮	尾	尚	子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、翁長雄志に対し、1億6675万円及びこれに対する平成26年6月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

第2 事案の概要(略称は原判決のものをを用いる。)

1 本件は、那覇市が那覇市障がい者福祉センター（本件センター）の指定管理者である社団法人那覇市身体障害者福祉協会（那覇身協）に対して支払った平成21年度から平成25年度までの各年度の委託料4154万円について、当時の那覇市長である翁長雄志（翁長）が、①各年度につき819万円を超えて支払うとした部分は市に無用の支払義務を負わせてはならないとの財務会計法規上の義務に違反して、本件各年度協定を締結したものであり、また、これを支出したことも違法な公金の支出に当たり、②平成25年度の支出4154万円のうち1830万円は、Ⅱ型事業を障害福祉サービス事業に切り替えて国及び県からの補助金を充てる義務があるにもかかわらず、これを怠った結果支出したもので、上記各公金支出に係る支出命令も違法であると主張して、那覇市の住民である控訴人が、那覇市の執行機関である被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、翁長に対して債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償及びこれに対する履行期ないしは不法行為の後の日である平成26年6月5日（訴状送達の日）の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを求める住民訴訟である。

これに対し、被控訴人は、本案前の答弁として、本件訴えのうち、原判決別紙の「通し番号」1ないし46の各支出命令に係る請求に関する部分は、地方自治法242条2項本文の定める監査請求期間を徒過しており、不適法なものである旨主張するとともに、本案の主張として、那覇市は、平成21年度から平成25年度まで那覇身協に対して適法に指定管理料を支出したものであるから、当時の那覇市長であった翁長の善管注意義務違反や不法行為は成立しない旨主張して争った。

原審は、控訴人の訴えのうち、原判決別紙の「通し番号」1ないし46の各支出命令に係る請求に関する部分につき、監査請求期間を徒過したもので、適法な監査請求を経ていないから、不適法な訴えであるとして却下し、控訴人のその余の請求については、那覇身協が平成21年度から平成25年度までの本件セン

ターの指定管理者の公募(本件募集)に応募する際に提出した収支予算計画書(本件収支予算計画書)に不備があったことをもって本件各年度協定の締結が違法であるとはいえず, よって本件各支出命令が違法であるとはいえず, また, 那覇市が平成25年度中に障害福祉サービス事業への切り替えを行わなかったことが裁量の逸脱に当たるとは認められないから, 平成25年度中に行われた本件各支出命令が財務会計法規上の義務に違反して違法であるとも認められないとして棄却したので, 控訴人が控訴した。

2 関係法令, 前提事実及び当事者の主張は, 次のとおり訂正及び付加するほか, 原判決の「事実及び理由」第2の1ないし3のとおりであるから, これを引用する。

(1) 原判決の補正

原判決8頁24行目の「同年」を「平成26年」と改める。

(2) 当審における控訴人の主張

ア 座安は, 那覇身協に対し, 誤りのある本件収支予算計画書の差替えを依頼した旨供述しているが, 同供述は, 監査委員の調査(甲9)に反していることなどから信用できない。したがって, 上記座安の供述を前提に, 本件収支予算計画書の誤りが, 那覇身協の誤解に基づく不備であり, 軽微なものであるということとはできない。

また, 那覇身協が本件センターの指定管理者の選定基準を満たしていないにもかかわらず, 被控訴人が那覇身協を指定管理者として選定し, 管理料を支出した点には違法性がある。

したがって, 那覇市から那覇身協に対して支払われた平成21年度から平成25年度までの各年度の委託料4154万円のうちそれぞれ819万円を超えて支払われた部分についての支出は違法である。

イ 那覇市が平成18年に那覇市障がい者福祉センター条例を改正したために, 那覇身協が本件センターにおいて障害福祉サービス事業を行うことがで

きなくなったものであり、那覇市は当時から上記事実を把握していたこと、平成22年度には、那覇市議会において、上記事業を実施できず、その代わりにⅡ型事業を実施していることが指摘されていたことに照らせば、平成25年度において、上記事業を実施することなく漫然とⅡ型事業を続けた判断は、裁量権を逸脱した違法なものである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の訴えのうち、原判決別紙の「通し番号」1ないし46の各支出命令に係る請求に関する部分は不適法であるから却下すべきものであり、控訴人のその余の請求は理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり訂正及び付加するほか、原判決の「事実及び理由」第3のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

原判決17頁26行目の「本件において」から、18頁6行目末尾までを次のとおり改める。

「そして、控訴人は、那覇市が、平成24年9月の本件改正により平成25年度から本件センターが障害福祉サービス事業を実施できるようになったにもかかわらず、実際にはこれを実施することなく漫然とⅡ型事業を続けたのであるから、平成25年度の指定管理料合計4154万円のうち819万円を超えて支払った部分のうち補助を受けられたはずの1830万円は違法な公金支出である旨主張するのみで、平成25年度中に福祉事業サービス事業を開始すべきことを基礎付ける具体的事情につき主張立証していない。かえって、本件センターにおける事業について、Ⅱ型事業から障害福祉サービス事業に切り替えるに当たっては、本件センターの利用者に対する事前説明や障害福祉サービス事業を利用できる者についての認定調査が必要となるほか、那覇身協が事業者としての指定を受ける必要がある上に、事業開始の数か月前から沖縄県との事前調整も要する

ことになる等、種々の準備に時間を要すること、本件基本協定は平成25年度までのものであり、その途中でその内容に障害福祉サービス事業を付加すると、指定管理者である那覇身協との協議及び指定管理業務の変更協定を締結する必要も生じることがうかがえる。以上のとおり、上記の事業の切り替えに当たっては、上記の各事項の準備のために相応の期間を要することがうかがえ、また、平成26年度から障害福祉サービス事業が開始されていること（弁論の全趣旨）にも照らせば、平成25年度中に障害福祉サービス事業への切り替えを行わなかったことが裁量権の範囲の逸脱に当たるとは認められず、平成25年度中に行われた本件各支出命令も財務会計法規上の義務に違反して違法であるとは認められない。」

(2) 当審における控訴人の主張について

ア 第2, 2(2)アの主張について

本件収支予算計画書の誤りが那覇身協の誤解に基づく不備に止まる軽微なものであり、本件基本協定及び本件各年度協定の締結は適切に行われたものであって、本件各支出命令の違法性を導く事実は認められないことは、原判決第3, 2(1)のとおりであり、仮に座安が那覇身協に対して本件収支予算計画書の差替えを依頼していなかったとしても、そのことは上記認定を左右するものではない。

また、那覇身協が本件センターの指定管理者の選定基準に該当しないとは認められない。そして、本件基本協定及び本件各年度協定の締結は、本件募集要項に沿って適切に行われたものということができ、平成21年度からの指定管理料も同19年度及び同20年度の費用と実質的には同額であり不相当に高いとも認められないことは原判決第3, 2(1)のとおりであるから、本件各支出命令が違法であるとはいえない。

イ 同イの主張について

控訴人の主張する事実を前提としたとしても、現実に本件改正がされたのが平成24年9月であり、控訴人は、このことを前提としても平成25年度中に福祉事業サービス事業を開始すべきことを基礎付ける具体的事情につき主張立証しておらず、かえって、実際にⅡ型事業から障害福祉サービス事業に切り替えるためには種々の準備のために時間を要すること、本件基本協定の期間の途中でその内容に障害福祉サービス事業を付加すると、指定管理者である那覇身協との協議及び指定管理業務の変更協定を締結する必要も生じることがそれぞれうかがえることは補正後の原判決第3, 2(2)のとおりである以上、那覇市が平成25年度中に障害福祉サービス事業への切り替えを行わなかったことが裁量権の範囲の逸脱・濫用に当たるとはいえない。

- 2 よって、原判決は正当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判長裁判官 多 見 谷 寿 郎

裁判官 蛭 川 明 彦

裁判官 神 谷 厚 毅

これは正本である。

平成28年6月14日

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判所書記官 横山悦

